

申告が始まります

～正しい申告と納税にご協力ください～

所得税と市・県民税は、個人の所得にかかる税金で、前年（平成13年中）の1月1日から12月31日までの1年間の所得を、自分で正しく計算して申告書を作成する「自主記載・自書申告」となっています。

刈谷税務署・安城市役所では、職員の指導（アドバイス）を受けながら、ご自身で申告書を書いていただくことを勧めています。

今年も申告時期が近づいてきましたので、早めにご準備ください。

なお、確定申告期間中は窓口が大変混雑します。「申告の手引き、記載例」などを参考に、ご自身で申告書を作成し、できるだけ郵送していただくようお願いいたします。
※市・県民税の申告書を提出する人は、返信用封筒をご利用ください。

★申告が必要な人

- ① 営業、農業、その他の事業所得があった人
- ② 家賃、地代などの所得があった人
- ③ 給与のほかに所得があった人
- ④ 2か所以上からの給与を受け取った人
- ⑤ 生命保険契約などに基づく満期及び解約などの所得があった人
- ⑥ 株式などの配当の所得があった人
- ⑦ 所得税の源泉徴収をしていない日雇い賃金などを受け取った人
- ⑧ 土地、建物などの譲渡所得があった人
- ⑨ 公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金）などの所得があった人で、社会保険料などの控除を受けようと

する人

⑩ そのほか、上記以外の所得があった人

★申告用紙は1月下旬に発送します

申告用紙は、昨年の状況に基づき申告が必要と思われる人に、1月下旬に発送します。もし届かない場合は、申告会場が市民税課（所得税の確定申告書は刈谷税務署）で受け取ってください。なお、給与所得の人で還付申告の場合は、申告用紙は送付していません。

★申告書の様式が変更されました

所得税の確定申告用紙が変更されましたので、ご注意ください。
変更点① 6種類あった申告書の様式が2種類（申告書A・B）に統合されました

提出はできるだけ
郵送で！



はその所得金額のわかるもの（源泉徴収票など）

⑤ 不動産所得を申告する人は固定資産税額のわかるもの

⑥ 認め印・筆記用具・電卓

★国民健康保険・国民年金などの納付証明、農業所得のお知らせ額は別便で郵送します

表題の納付額証明書やお知らせ額の通知は、該当する人に、申告書とは別に市役所から直接送付しますので、申告の際は忘れずにご持参ください。なお、国民健康保険・国民年金の納付証明書の再発行と納付額は国保年金課へ、介護保険料（自分で直接納付した人に限る）の納付証明書の再発行と納付額は高齢福祉課へ、農業所得のお知らせ額は市民税課へお問い合わせください。